

一般社団法人石川県自動車整備振興会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人石川県自動車整備振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保し、自動車の整備事業の健全な発達に資するとともに、自動車使用者に対し保守管理意識の醸成を図り、交通安全と省資源並びに環境保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公開し、又は情報を提供し、若しくは斡旋すること。
- (3) 講演会、講習会または展示会を開くこと。
- (4) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
- (5) 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車特定整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。
- (6) 自動車登録番号標の交付代行業務ならびに自動車車両番号標の頒布業務に関すること。
- (7) 自動車登録番号標への封印の取付け委託による業務に関すること。
- (8) 自動車特定整備業の近代化に関すること。
- (9) 自動車整備士二種養成施設の管理運営及び自動車整備技能登録試験の実施に関すること。
- (10) 自動車の整備についての普及、啓蒙、広報に関すること。

- (11) 自動車の交通安全、公害防止、環境保全等推進に関すること。
- (12) 自動車の検査及び登録に対する協力に関すること。
- (13) 自動車の整備に必要な検査機器の校正に関すること。
- (14) 会員の福利厚生に関すること。
- (15) 自動車会館の管理・運営。
- (16) 収入印紙及び郵便切手、はがきの売捌き業務に関すること。
- (17) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 石川県内において自動車特定整備事業を営む者
 - (2) 自動車の整備に関係ある事業者及び団体
- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は会員になることができない。
- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
 - (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納めなければならない。

2 本会の運営上特に必要と認めるときは、総会の議決を得て、会員から臨時会費及び賦課金を徴収することができる。

3 既納の入会金及び会費等は、返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の退会をもって法人法上の退社とする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反し、又は総会の決議を無視する行為があったとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 2年以上会費等を滞納したとき。

(4) 第5条第3項各号の一に該当する会員

(5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名は、除名した会員に書面によってその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 総会員が同意したとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(3) 前号のほか、事業継続が不可能となったとき。

2 前項により、会員資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失い、すでに納入した金銭その他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 収支予算書の承認

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、法人法上の社員総会とし、通常総会を法人法上の定時社員総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、総会の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

3 会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求をしたとき、会長はその請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、出席した会長及び副会長の中から選任し、これに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 3 前項の場合、代理人は会員の委任状を提出しなければならない。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び議長が指名した出席会員 2 名以上がこれに記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 33 名以上 38 名以内
 - (2) 監事 6 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、4 名以上 5 名以内を副会長、1 名を専務理事とし、2 名以内を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。
 - 4 第 5 条第 3 項各号の一に該当する者は、役員になることができない。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事、監事を選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会があらかじめ指名した順位に従い、総会又は理事会の招集及び議長となる。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の業務を執行する。

6 会長及び専務理事、常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員等の責任軽減)

第 25 条 本会は、法人法第 111 条第 1 項の役員等の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員等の報酬等)

第 26 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤役員及び外部監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(顧問・相談役)

第 27 条 本会に、顧問・相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、理事会の同意を得て、別に定めるところにより、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問・相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、出席した会長及び副会長の中から選任し、これに当たる。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事、常務理事の選定及び解職
- (4) 顧問・相談役の選定及び解任

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第33条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、会費、入会金及びその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、総会に提出し、事業計画書については、その内容を説明し、収支予算書については、承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。これらの書類は主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号の書類については、通常総会に提出し、第1号、第3号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第41条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑則

（細則）

第 46 条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は架谷憲洋とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更（第 15 条・第 28 条第 3 項）は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。
- 5 この定款の変更（第 4 条第 5 項・第 4 条第 8 項・第 5 条第 1 項で道路運送車両法改正に伴うもの。並びに、第 5 条第 3 項・第 9 条第 4 項・第 19 条第 4 項で反社会勢力の排除に関する規定の追加。）は令和 2 年 6 月 18 日から施行する。